【申請に対する処分に関する基準】 (法第5条第1項)

条項	審査基準
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年
道路法第24条	9月30日建設省道政発第49号道路局長通達)別紙-1承認工事審査基準(案)
	道路法施行令第9条~第16条
	 道路法施行規則第4条の3~第4条の4の7、第4条の4の10
	 道路占用関係通達集【第8次改訂版】第2章 占用許可基準
	特定連結路附属地における利便増進施設の占用実施要領(平成31年1月独立行政法人日本
	高速道路保有・債務返済機構)
	 路上変圧器へのデジタルサイネージ等の添加実証実験に係る道路占用の取扱いについて(平
	成30年12月10日付け国道利第33号路政課長通達)
	│ │ 公衆電話所に設置される無線基地局への蓄電池の設置について(令和2年3月31日付け路
	政課道路利用調整室企画専門官事務連絡)
	│ │ 自動車駐車場等における占用の場所の基準の適用について(令和3年9月24日付け路政課
	道路利用調整室企画専門官事務連絡)
	電気事業法等の一部改正に伴う関係通知の一部改正について(令和4年3月30日付け国道
	利第47号道路局長通達)
	電気事業法等の一部改正に伴う関係通知の一部改正について(令和4年3月30日付け国道
	利第49号路政課長他通達)
	電気事業法等の一部改正に伴う道路占用関係事務等の取扱いについて(令和4年3月30日
	付け国道利第45号路政課長他通達)
	「第19回 再エネ関連規制等要望」への対応について(令和4年10月5日付け路政課道
送吸法签 0.0 8 签 1 西亚达	路利用調整室企画専門官事務連絡)
道路法第32条第1項又は	産業競争力強化法第7条に基づく確認に対する回答内容について(令和5年11月8日付け
第3項(道路法第91条第	路政課道路利用調整室企画専門官事務連絡)
2項に基づき準用する場合	電気自動車等のための充電機器に係る道路占用の取扱いについて(令和5年11月10日付
を含む)	け国道利第30号路政課長他通達)
	高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力
	源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所の取扱いについて(令和6年4月8
	日付け国道利第1号道路局長通達)
	道路法施行令の改正等に伴う関係通知の一部改正について(令和6年4月8日付け国道利第
	2号道路局長通達)
	道路法施行令の改正に伴う関係通知の一部改正について(令和6年4月8日付け国道利第4
	号道路局路政課長通達)
	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関す
	る法律の施行に伴う道路占用等関係事務の運用について(令和6年10月23日付け国道利
	第33号、国道高第147号道路局路政課長他通達)
	「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取
	│ 扱いについて」の一部改正について(令和7年1月21日付け国道利第62 号 道路局路政課
	長通知
	「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」の一部改正につい
	て(令和7年1月21日付け国道利第64号道路局長通達)
	「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取
	│ 扱いについて」の一部改正について(令和7年5月21日付け国道利第11 号 道路局路政課
	長通知)
道路法第47条の2第	
1項(限度超過車両の通行	特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日建設省道交発第99 号 道路
の許可等:特殊車両通行許	交通管理課長・企画課長通達)
可)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
道路法第48条の5第 1項又は第3項	道路法施行令第19条の16
	高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年1
	0月18日国道利第24号路政課長通達)

	高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結 実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達)
道路法第91条第1項	道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号道路局長通達)別紙-2道路予定区域における許可行為の審査基準(道路法第91条第1項) (案)
高速自動車国道法第11条 の2第1項又は第5項	高速自動車国道法施行令第6条 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達)

【標準処理期間】(法第6条)

条項	標準処理期間
道路法第24条	道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について(平成10年8月5日建設省道政発第93号路政課長通達)記1及び記3による。
道路法第32条第1項又は 第3項(道路法第91条第 2項に基づき準用する場合 を含む)	道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について(平成10年8月5日建設省道政発第93号路政課長通達)記1及び記3による。
道路法第47条の2第1項	特殊車両の通行許可に係る標準処理期間の基準について(平成6年9月14日建設省道交発 第76の2号道路交通管理課長通達)記1による。
道路法第91条第1項	道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について(平成10年8月5日建設省道政発第93号路政課長通達)記1及び記3による。

【不利益処分に関する基準】 (法第12条)

条項	処分基準
	道路法施行令第19条~第19条の4
	道路占用関係通達集【第8次改訂版】第4章 占用料
	特定連結路附属地における利便増進施設の占用実施要領(平成31年1月独立行政法人日本
	高速道路保有・債務返済機構)
	路上変圧器へのデジタルサイネージ等の添加実証実験に係る道路占用の取扱いについて(平
	成30年12月10日付け国道利第33号路政課長通達)
	「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取
道路法第39条第1項(道	扱いについて」の発出に伴う関係通知の一部改正について(令和2年7月14日付け国道利
路法第91条第2項に基づ	第12号道路局路政課長通達)
き準用する場合を含む)	「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取
	扱いについて」の発出に伴う関係通知の一部改正について(令和2年7月14日付け道路局
	路政課道路利用調整室企画専門官事務連絡)
	電気事業法等の一部改正に伴う関係通知の一部改正について(令和4年3月30日付け国道
	利第47号道路局長通達)
	産業競争力強化法第7条に基づく確認に対する回答内容について(令和5年11月8日付け
	路政課道路利用調整室企画専門官事務連絡)
	「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取

	扱いについて」の一部改正について(令和5年11月10日付け国道利第28号道路局長通 達)
	高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所の取扱いについて(令和6年4月8日付け国道利第1号道路局長通達)
	道路法施行令の改正等に伴う関係通知の一部改正について(令和6年4月8日付け国道利第 2号道路局長通達)
	「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて」の一部改正について(令和7年3月24日付け国道利第59号道路局長通
	達) 災害復旧に伴う道路占用に係る占用料の取扱いについて(令和7年3月24日付け国道利
	第61号道路局路政課長通知)
	「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」の一部改正について(令和7年3月 24日付け国道利第63号道路局路政課長通知)
	道路法施行規則第4条の5の5
道路法第39条の9	道路法等の一部を改正する法律の施行について (平成30年9月28日付け国道政第40号 道路局長通達)
	道路法等の一部を改正する法律の施行について (平成30年9月28日付け国道利第20号 路政課長、国道・技術課長通達)
道路法第47条の4第1項	 道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について(平成27年3月23日付け独立行政
(車両の通行に関する措置:措置命令)	法人日本高速道路保有・債務返済機構)
道路法第47条の4第2項	車両制限令
道路法第48条第2項(道路法第91条第2項に基づき準用する場合を含む)	道路法等の一部を改正する法律等の施行について (平成30年7月13日国道利第13号路 政課長通達)
	道路法施行令第19条の17~第19条の18
	道路法施行規則第4条の13の7 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年1 0月18日国道利第24号路政課長通達)
道路法第48条の7第1項	道路法施行規則第4条の13の7 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号
	道路法施行規則第4条の13の7 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達) 達)
道路法第48条の7第1項 道路法第71条第1項又は 第2項に基づく道路法第2 4条の承認の取消等	道路法施行規則第4条の13の7 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第10
道路法第71条第1項又は 第2項に基づく道路法第2	道路法施行規則第4条の13の7 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達) 「高速道路課長通達) 道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号道路局長通達)別紙-1承認工事審査基準(案) 道路法施行令第9条~第16条 道路法施行規則第4条の3~第4条の4の7、第4条の4の10 道路占用関係通達集【第8次改訂版】第2章 占用許可基準
道路法第71条第1項又は 第2項に基づく道路法第2	道路法施行規則第4条の13の7 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達) 道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号道路局長通達)別紙-1承認工事審査基準(案) 道路法施行令第9条~第16条 道路法施行規則第4条の3~第4条の4の7、第4条の4の10 道路占用関係通達集【第8次改訂版】第2章 占用許可基準 特定連結路附属地における利便増進施設の占用実施要領(平成31年1月独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)
道路法第71条第1項又は 第2項に基づく道路法第2 4条の承認の取消等 道路法第71条第1項又は 第2項に基づく道路法第3 2条第1項又は第3項の許	道路法施行規則第4条の13の7 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達) 「高速道路課長通達) 道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号道路局長通達)別紙-1承認工事審査基準(案) 道路法施行令第9条~第16条 道路法施行規則第4条の3~第4条の4の7、第4条の4の10 道路占用関係通達集【第8次改訂版】第2章 占用許可基準特定連結路附属地における利便増進施設の占用実施要領(平成31年1月独立行政法人日本
道路法第71条第1項又は 第2項に基づく道路法第2 4条の承認の取消等 道路法第71条第1項又は 第2項に基づく道路法第3 2条第1項又は第3項の許 可(道路法第91条第2項 に基づき準用する場合を含	道路法施行規則第4条の13の7 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達) 道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号道路局長通達)別紙-1承認工事審査基準(案) 道路法施行令第9条~第16条 道路法施行規則第4条の3~第4条の4の7、第4条の4の10 道路占用関係通達集【第8次改訂版】第2章 占用許可基準 特定連結路附属地における利便増進施設の占用実施要領(平成31年1月独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構) 路上変圧器へのデジタルサイネージ等の添加実証実験に係る道路占用の取扱いについて(平
道路法第71条第1項又は 第2項に基づく道路法第2 4条の承認の取消等 道路法第71条第1項又は 第2項に基づく道路法第3 2条第1項又は第3項の許 可(道路法第91条第2項	道路法施行規則第4条の13の7 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年10月18日国道利第24号路政課長通達) 高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号高速道路課長通達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達) 「高速道路科便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第101号高速道路課長通達) 道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号道路局長通達)別紙-1承認工事審査基準(案) 道路法施行行規則第4条の3~第4条の4の7、第4条の4の10 道路占用関係通達集【第8次改訂版】第2章 占用許可基準特定連結路附属地における利便増進施設の占用実施要領(平成31年1月独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)路上変圧器へのデジタルサイネージ等の添加実証実験に係る道路占用の取扱いについて(平成30年12月10日付け国道利第33号路政課長通達)公衆電話所に設置される無線基地局への蓄電池の設置について(令和2年3月31日付け路

	電気事業法等の一部改正に伴う関係通知の一部改正について(令和4年3月30日付け国道 利第49号路政課長他通達)
	電気事業法等の一部改正に伴う道路占用関係事務等の取扱いについて(令和4年3月30日 付け国道利第45号路政課長他通達)
	「第19回 再エネ関連規制等要望」への対応について(令和4年10月5日付け路政課道 路利用調整室企画専門官事務連絡)
	産業競争力強化法第7条に基づく確認に対する回答内容について(令和5年11月8日付け
	路政課道路利用調整室企画専門官事務連絡) 電気自動車等のための充電機器に係る道路占用の取扱いについて(令和5年11月10日付
	け国道利第30号路政課長他通達)
	「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取
	扱いについて」の一部改正について(令和7年1月21日付け国道利第62号道路局路政課 長通知)
	「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取
	扱いについて」の一部改正について(令和7年5月21日付け国道利第11号道路局路政課
	長通知)
道路法第71条第1項又は	
第2項に基づく道路法第4	道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について(平成27年3月23日付け独立行政
7条の2第1項の許可の取	法人日本高速道路保有・債務返済機構)
消等	
	高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年1
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	0月18日国道利第24号路政課長通達)
道路法第71条第1項又は	高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通達
第2項に基づく道路法第4	
8条の5第1項又は第3項の許可の取消等	「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号 高速道路課長通達)
ひた リンタン月 寸	同歴道時末及過程/ 「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第10
	1号高速道路課長通達)
道路法第71条第1項又は	道路法第24条の承認及び道路法第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年
第2項に基づく道路法第9	9月30日建設省道政発第49号道路局長通達)別紙-2道路予定区域における許可行為の
1条第1項の許可の取消等	審査基準(道路法第91条第1項)(案)
	高速自動車国道法施行令第8条~第9条
	│ 高速自動車国道法施行規則第8条 │ 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年1
	0月18日国道利第24号路政課長通達)
高速自動車国道法第11条	高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通
の4第1項	達) 「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号
	「高速道路課長通達)
	「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第10
	1号高速道路課長通達)
	高速自動車国道法施行令第6条 高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて(平成17年1
	高速自動単国道文は自動単等用道路に建稿する施設の計可の取扱いについて(平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日国道利第 2 4 号路政課長通達)
高速自動車国道法第11条	高速道路利便施設の連結実施要領(平成18年4月3日国道有第141号有料道路課長通
の8第1項に基づく同法第 11条の2第1項の許可の	達)
取消等	「高速道路利便施設の連結実施要領」について(平成25年12月16日国道高第194号
-14(13.7)	高速道路課長通達)
	「高速道路利便施設の連結実施要領」の一部改正について(令和5年7月3日国道高第10
	1号高速道路課長通達)